

第 14 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

会 議 録

期日：平成 1 6 年 2 月 2 5 日（水）

場所：鹿児島東急ホテル 2 階 桜島の間

平成16年2月25日午後1時開会

開 会

○黒木事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから、第14回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきます。

それでは、まず、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

まず「会議次第」、そして「喜入町の合併についての意思を問う住民投票結果について」という表題の資料、本日付の「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

また、委員の皆様には、表紙に「第14回鹿児島地区合併協議会」と書いてございます議案集、その別紙となります「新市まちづくり計画」、第61-2号議案の「議案関係資料」、第61-2号議案の「市町村建設計画（参考資料）」の4つの資料を今回の協議会資料として事前に送付させていただいております。

おそろいでございますでしょうか。

会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、あいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

○赤崎会長 皆様方、こんにちは。

第14回鹿児島地区合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日の合併協議会は、前回の協議会から余り間をおかない開催となりましたが、委員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中をご出席賜りまして心から感謝申し上げます。

さて、当鹿児島地区合併協議会は、委員の皆様並びに関係各位のご協力をいただきまして、これまでおおよそスケジュールに沿った協議を重ねることができまして、当初予定をいたしました協定項目等のすべての提案を終え、そのほとんどにつきましてご決定をいただいております。また、その協議の過程におきましては、意見交換会等を開催するなど、広く住民の皆さんに情報提供を行い、住民の皆さんのご意見を伺いながら、その取り組みを進めてきたところでございます。

そのような中、喜入町におきましては、今月の15日に住民投票を実施されまして、そ

の結果、これからも1市5町の枠組みで合併の取り組みを進めていくということを選択されたところでございます。

後ほど喜入町長の方から、合併協議の枠組みについてのご意思の表明をしていただくことになっておりますが、これからも1市5町で力を合わせて、11月1日の合併に向けての努力を積み重ねてまいりたいと存じております。

当協議会の協議もいよいよ大詰めを迎えておりますが、委員の皆様方におきましては、これまで同様よろしくお願ひ申し上げまして、大変簡単ではありますけれども、あいさつにかえさせていただきたいと存じます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

報 告

喜入町の住民投票結果等について

○赤崎議長 それでは、早速でございますが、会議次第の3、報告に入ります。

「喜入町の住民投票結果等について」、喜入町の日高委員の方からご報告等をお願い申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○日高委員 合併協議会委員の皆さん方をはじめ、多くの方々にご迷惑をおかけいたしました。

さて、2月15日実施しました住民投票の開票結果について、報告申し上げます。

昭和61年4月1日以前に生まれた投票資格者数1万767人、投票者数8637人、投票率80.22%で、鹿児島地区との合併に賛成4791票、喜入町単独に賛成3799票という、鹿児島地区との合併賛成が多数の結果でございました。

私は、住民投票条例第14条で「町民、町議会及び町長は、投票の結果を尊重しなければならない」と明記されておりますので、この結果を尊重し、1市5町の枠組みでの合併について、今後も引き続いて推進いたしたいと考えておりますので、これまでどおりどうかよろしくお願ひ申し上げます。

なお、2月16日開催されました本町議会特別委員会でも報告するとともに、今後、協議事項追認のことも報告して、了解を得たところであります。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

お聞きのとおり、喜入町の日高委員の方から、住民投票の結果及びその結果を踏まえての喜入町としての最終的な表明がございました。

この表明につきまして、何かご意見なりあるいはご質問等はありませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にございませんので、ただいまの喜入町長からのご発言は喜入町の最終的な意思として受けとめ、今後も鹿児島地区合併協議会において一緒に合併協議を進めていくということを確認させていただきたいと存じますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのような取扱いとさせていただきます。

議 事

第 6 1 - 2 号議案 鹿児島地区合併協議会において第 6 1 号議案により確認された議案の取扱いについて（事前送付）

合併協定書（案）について

○赤崎議長 それでは、会議次第の 4、議事に入ります。

第 6 1 - 2 号議案「鹿児島地区合併協議会において第 6 1 号議案により確認された議案の取扱いについて」を議題といたします。

議案集の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

この議案につきましては、前回の第 1 3 回合併協議会で決定されました第 6 1 号議案に喜入町に係る事項の追加等を行いまして、新たに 1 市 5 町の枠組みでの事務事業の調整方針となるように修正を行ったものでございます。

それでは、議案につきまして、事務局の方から説明申し上げます。

○成清事務局長 それでは、ただいまお開きいただいております議案集の 1 ページの第 6 1 - 2 号議案の本文につきまして、読み上げさせていただきます。

第61-2号議案鹿児島地区合併協議会において第61号議案により確認された議案の取扱いについて。

鹿児島地区合併協議会において第61号議案により確認された議案の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

鹿児島地区合併協議会において第61号議案により確認された議案については、喜入町に係る事項の追加等所要の修正を行い、別紙のとおりとする。でございます。

次のページをあけていただきたいと思います。

第61-2号議案は、(27-2)高齢者福祉事業、そしてその下になりますが、(28-2)障害者福祉事業及び(49)市町村建設計画の3つの協定項目につきまして、前回の第13回合併協議会におきまして、第61号議案として1市4町での調整方針として確認されたものに、喜入町に係る事項を追加したものでございます。この議案本文につきましては、変更はないところでございます。

続きまして、横長の議案関係資料をご用意したいと思います。第61-2号議案関係資料、表題が「鹿児島地区合併協議会において第61号議案により確認された議案の取扱いについて」というものでございます。

あけていただきまして、(27-2)高齢者福祉事業(敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業)の取扱いについてのこの表紙をあけていただきますと、総括表がございませぬ。この総括表の中で変更した点は、自治体名のところに「喜入町」を追加したものでございませぬ。

これをあけていただきまして、(27)-2及び3ページになりますが、変更点は、現況の欄に「喜入町」を追加しております。また、項目1の敬老特別乗車証交付事業の調整方針(案)のところをごらんいただきますが、2段落目と3段落目に「新市域(4町)」とあったものを、ここにございますように「新市域(5町)」に変更しております。その下の項目2のすこやか入浴事業につきましても同様でございます。これらの変更は、喜入町が加わったことによる変更でございます。第61号議案で確認された調整方針の基本的な考え方が変更になるものではございませぬ。

続きまして、次のページの(28-2)障害者福祉事業、表紙をあけていただきますと同様に総括表が出てまいります。これも先ほどの高齢者福祉事業と同様に、自治体名に「喜入町」を追加しております。

この総括表をあけていただきまして、(28) - 2 及び 3 ページになりますが、これも変更点は現況欄に「喜入町」を追加しております。また、項目 1 の友愛特別乗車証交付事業の一番右側の調整方針(案)のところでございますが、2 段落目に、これも「新市域(4町)」とあったものを「新市域(5町)」に変更しております。その下の項目 2 及び次のページになりますが、項目 3 につきましても、同様の変更をしております。この変更につきましても喜入町が加わったことによる変更でございますが、第 61 号議案で確認されました調整方針の基本的な考え方が変更になるものではございません。

続きまして、新市まちづくり計画についてでございますが、別紙「新市まちづくり計画」と「参考資料」がございますが、これをご用意願いたいと存じます。

新市まちづくり計画につきましても、喜入町が加わったことによる変更と、それから鹿児島市の平成 16 年度当初予算の公表に伴い、施設名等の変更がございましたので、所要の変更をしております。

変更点の説明につきましては、「新市まちづくり計画の変更内容について」という「市町村建設計画(参考資料)」でご説明申し上げます。

喜入町が加わることによる変更は、この資料の 3 ページまで 28 カ所ございます。この変更点の主なものを申し上げますが、1 ページの 5 番目、合併後の人口でございますが、1 市 4 町の場合は「59 万人」でございましたが、これを「60 万人」に。次の 2 ページをお願いいたします。上から 2 段目の 15 番目、平成 26 年の総人口を「60 万 9 0 0 0 人」から「62 万 1 0 0 0 人」に、また、世帯数を「26 万 7 0 0 0 世帯」から「27 万 2 0 0 0 世帯」に、そしてその 3 つほど下になりますが、18 番目の地域地区の区分を「8 地域 9 地区」から「9 地域 9 地区」に変更しております。

また、喜入町に係る主な事業を申し上げますが、この 2 ページの 21 番目の「消防庁舎の整備」、そして 23 番目の市営住宅「ラメール中名団地」、そして一番下になりますが、26 番目の「衛生処理施設の整備」、そして次のページの 27 番目「生見海水浴場の整備検討」を加えております。

その下の 28 番目の「財政計画」では、改めまして 1 市 5 町で再積算をした結果、歳入歳出ともに合計で 2 兆 8 4 8 億 7 8 0 0 万円となりました。

次に、鹿児島市の平成 16 年度当初予算の公表に伴う施設名等の変更につきましては、3 ページの下の欄に掲げておりますが、1 番目は「精神障害者保健福祉交流センター(仮称)」を「精神保健福祉交流センター(仮称)」としております。また、2 番目及び 3 番

目では「環境学習拠点施設及びリサイクルハウス（仮称）」につきましては、「環境未来館（仮称）」として一体的に整備することから、記載内容を整理し、環境保全の施策の概要に記載したところでございます。また、その下の主な事業につきましても「環境未来館（仮称）」といたしたところでございます。

以上のように、新市まちづくり計画の変更につきましても、喜入町が加わったことによる変更でございまして、第61号議案で確認されました新市のまちづくりの基本的な方針が変更になるものではございません。

以上で、第61-2号議案の説明を終わります。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から第61-2号議案について説明申し上げましたが、これに関して、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

特に喜入町、よろしゅうございますか。

ほかの皆さん方、よろしいでしょうか。

○長田委員 第61-2号議案につきましては、前回の第13回合併協議会で申し上げた意見と同様の意見でございますが、喜入町の委員の方々もこうしてご出席になられている中での1市5町としての議案でありますので、改めまして鹿児島市議会の意見として述べさせていただくことをご理解いただきたいと思います。

本議案につきましては、議案全体としては原案に賛成するという事で意見の集約を見ておりますので、まずそのことを先に申し上げておきたいと思っております。

そこで、本議案の中の敬老パス制度についてであります。調整方針には「一部自己負担制度の導入など」とあり、この「など」という文言には、ICカードの可能性や交通事業者との負担のあり方などを含め、検討していくべき事項があり、一部自己負担制度の導入などその見直しの内容等の決定に当たっては、案がまとまった段階で、今後、議会にも十分説明を行い、協議していくことになること。

また、友愛パス制度につきましては、「年齢要件等の見直し」という表現になっておりますが、このことは、70歳以降についても引き続き無料で利用できるということであり、これらのことにつきましては、前回の合併協議会の場におきましても、同様の認識を持っているということが専門部会の方から表明されているところでありますので、同じ認識であるということと理解させていただいたところであります。

それから、新市まちづくり計画に関してでございますが、新市まちづくり計画の基本目標である「機能的で多彩な交流が広がるまち」において、県の事業として、鹿児島港港湾

整備事業の推進が掲げられており、臨港道路やマリーナ等の計画は今後議論されることになると考えますが、マリポートかごしまの推進が掲載されていることについては容認しがたいという意見が出されております。

また、財政計画に関してでございますが、国の財政支援措置の1つに、合併直後の臨時的経費に対し、普通交付税による包括的な財政措置があり、この措置では、上限が30億円と設定されているところでありますが、国の示した人口規模等の算定式により計算すると、1市4町で合併した場合の措置額は約53億円でありましたが、1市5町では約62億円となり、上限とは約32億円程度の格差が生じております。また、算定式から逆算すると、上限額である30億円の額に相当するのは約30万人程度の人口規模の都市になっているようでございます。

本来、合併により生ずるこの経費については、国が適切に補てんすべきであり、鹿児島市議会としても、3月議会の中で何らかの対応をすることも検討しなければならないと考えているところでございます。

このことについては、前回の合併協議会におきまして、合併協議会あるいは会長の方からでも、国に対し適切な財政措置を要請するなどの方策について、検討していただくようご要望を申し上げたところでありますが、本日、改めて申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

ただいまの鹿児島市の長田委員からのご発言につきましては、意見として承らせていただきます。

ほかはございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りしたいと思っておりますが、第61-2号議案につきましては今回の合併協議会で決定いただきたいと思っておりますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんのでお諮りします。

第61-2号議案「鹿児島地区合併協議会において第61号議案により確認された議案

の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第61-2号議案につきましては、原案どおり決定いたします。

ここで、これまで1市5町で提案中のままとっております議案等の取扱いについて、事務局の方から説明申し上げます。

○成清事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

ただいま第61-2号議案の決定がなされました。これを受けまして、これまで1市5町で提案中のままとっております議案及び前回の第13回で確認をいただきました第60号議案の取扱いについて、ご説明申し上げます。

提案中のままとっている議案といたしましては、第37-2号議案の高齢者福祉事業、それから第38-2号議案の障害者福祉事業、そして第59号議案の市町村建設計画でございますが、この3つの議案につきましては、第9回の合併協議会に提案して、確認されていない保留の状態になっております。今回の第14回合併協議会におきまして、先ほど第61-2号議案として確認されましたので、第9回に提案した3つの議案につきましては、取下げとさせていただきたいと存じております。

次に、第60号議案でございますが、第60号議案につきましては、第9回合併協議会までに1市5町の調整方針として確認されたものを喜入町が加わらない1市4町のものとして見直しを行った上で、確認されたものでございます。今回、改めて1市5町となりましたので、第60号議案はその効力を失い、第9回合併協議会までに1市5町で確認をされた議案が生かされていくということになります。

以上で、議案の取扱いの説明を終わります。

○赤崎議長 お聞きのとおり、先ほど第61-2号議案を決定いただきましたことを受けて、これに関連する議案の取扱いについての説明を事務局の方からいたしました。何かご質問なり、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にございませんので、第37-2号議案、第38-2号議案、第59号議案、そして第60号議案の取扱いにつきましては、事務局の方から説明申し上げたとおりの取扱いとすることによるしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのような取扱いにさせていただきます。

以上で、当鹿児島地区合併協議会で当初予定をいたしておりました協定項目等は、そのすべてを決定していただきました。

委員の皆様のこれまでの慎重かつ活発なご協議に衷心から感謝申し上げます。

それでは、これまで協議、確認いただいてまいりました協定項目等につきまして、「合併協定書(案)」として取りまとめしておりますので、第15回合併協議会開催などの資料とあわせて、事務局の方からまず配付させていただきたいと存じます。

[合併協定書(案)を配付]

○赤崎議長 配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、配付が終わりましたので、引き続き議事を進めてまいります。

「合併協定書(案)について」を議題といたします。

事務局の方から説明申し上げます。

○成清事務局長 それでは、「合併協定書(案)」と書かれたもので説明申し上げます。

まず、合併協定書の意義について、口頭で申し上げます。

合併協定書は、合併協議会におきまして、協定項目及び市町村建設計画の協議がすべて調った時点で、協議の成果でございます全協定項目及び策定しました市町村建設計画を協議会の集大成として取りまとめるものとされております。

それでは、ただいま提出しました合併協定書(案)の表紙をめくっていただきたいと存じます。

1ページにこの合併協定書全体に通ずる趣旨という形で、前文として表記しておりますので、この部分について朗読します。

今日、わが国においては様々な改革が進められている。とりわけ地方分権の推進は、地方自治体が直面する最大の課題である。一方、地方財政は、近年厳しさを増しているが、今後はさらに深刻化することが懸念されている。

このことを踏まえ、さらに進展する分権型社会と厳しい地方財政に対応しうる行財政体

制を確立することが求められている。

鹿児島市及び隣接する吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町の1市5町は、これまで相協調する中で、お互いに発展してきたが、すでに相互の生活圏は一体化している現状にある。

我々はこの事実の上に立ち、将来にわたる一体的発展をめざして、平成15年1月に「鹿児島地区合併協議会」を設置した。

1年余にわたる合併協議において、合併の意義及び合併後の新たなまちづくり等について真摯な協議を重ね、すべての事項について合意に達し、1市5町は、平成16年11月1日に合併することを決定した。

我々は、1市5町のそれぞれにおいて今日まで育まれてきた歴史・文化と先人たちの努力によって築かれてきた成果を尊重し、新市の一体化とさらなる発展に努めることを確認し合った。

このことを証するため、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町は、ここに合併協定を締結する。

当合併協議会におきましては、合併の方式から市町村建設計画まで全部で49の協定項目を予定し、協議を行ってまいりました。このうち、特別職の取扱いにつきましては協議項目としないこととなりまして、これを除くすべての項目について確認されましたので、確認された内容について合併協定書として取りまとめるものでございます。

合併協定書の文言は、基本的に協議会で確認された議案の文言と同一でございます。

議案の文言と若干違うところを申し上げますと、この協定書の2ページの第4の「合併の期日」のところをごらんいただきますが、議案におきましては、「合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。」となっておりますが、協定書の方では、「合併の期日は、平成16年11月1日とする。」としております。これは、合併協議が終了し、合併期日が不確定となる要素がなくなったことにより、合併期日を明確化するものでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページの1番上、第7の「一般職の職員の取扱い」の第2項の2行目になります。「合併時まで」と書いておりますが、これは議案のときには入っておりませんでした。これは1市5町の首長が協議をする期日を明確化するものでございます。

続きまして、4ページの第14「地方税の取扱い」のところをごらんいただきますが、

不均一課税の期間につきまして、議案では「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く2カ年度」という表現をいたしておりました。これを協定書の方では「平成16年度から平成18年度までの間」としております。これは先ほどの第4で合併期日を明確化することに伴い、不均一課税期間が明確になることによるものでございます。

以上、申し上げましたような要領によりまして、合併協定書の内容が住民の皆様にはわかりやすい表現になるようにしておりますが、確認された議案の基本的な方針が変更になるものはないところでございます。

少し飛びますが、13、14ページをお願いいたします。

まず、13ページの方でございますが、1市5町の市長、町長に署名をしていただき、右側の14ページになりますが、立会人として1市5町の共通の学識経験者でございます3名の協議会委員の皆様には署名をしていただこうと考えております。

以上、概略でございますが、合併協定書(案)の説明を終わります。

○赤崎議長 ただいま「合併協定書(案)について」の説明が終わりました。

何かご意見なり、ご質問等はございませんでしょうか。

それから、私が質問したことですが、14ページの立会人というところに「協議会委員」とあり、いわゆる共通委員の3名の署名を予定しておりますが、例えば「協議会共通委員」と書いた方が立場がはっきりするのではないかと事務局に質問をしましたら、「共通委員」というのは規約なりに全く定めがないようでございまして、共通委員、学識経験の委員もあるいは町長の委員も、すべてが「協議会委員」ということで一本化されているようでございますので、あえてこの共通委員のところを「協議会委員」ということだけでとどめさせていただきました。私が質問したことでございますので、あるいは皆さんも疑義があるのではないかと改めて説明させていただきます。

それでは、特にご意見、ご質問等もないようでございますので、お諮りいたしますが、ただいま説明申し上げました「合併協定書(案)について」は、次回の協議会で確認させていただきたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、本日予定いたしました議事についての審議を終わらせていただきます。

その他

次回の開催等について

○赤崎議長 次に、会議次第の5、その他に入ります。

次回の合併協議会で取り扱う予定にしております合併協定調印式も含めまして、次回の開催等について、事務局の方から説明申し上げます。

○成清事務局長 それでは、お手元に「第15回鹿児島地区合併協議会及び合併協定調印式等について」という1枚の資料がございます。これをごらんいただきながら説明させていただきます。

次回の第15回鹿児島地区合併協議会につきましては、日時は、3月3日水曜日の午後3時30分から午後4時55分まで、場所は、かごしま市民福祉プラザ5階の大会議室での開催を予定いたしております。

なお、開催時間のうち、合併協定書(案)の協議につきましては、おおむね午後4時までを予定しているところでございます。その後、午後4時55分まで合併協定調印式を取り行いたいと考えております。

続きまして、合併協定調印式の概要につきまして説明申し上げます。

まず、合併協定調印式の意義等でございますが、合併協定調印式は、合併協議の集大成として、関係者の方々のご出席を賜り、協議の終了を祝う式典でございます。当協議会で予定しております出席者としましては、合併協議会委員並びに協議会の監査委員の皆様はもとより、1市5町の議会議員の皆様、そのほか県の関係者を予定しているところでございます。また、来賓としまして、県知事の出席を予定しております。

時間につきましては、先ほども申し上げましたが、第15回合併協議会が終了した後、午後4時15分からおおむね40分間程度の時間を考えております。

調印式の概要でございますが、合併の取り組みの経過等の報告の後、2つ目として、1市5町の首長による調印、その後、立会人による署名、そして会長あいさつ、最後に、来賓祝辞、以上のような概要を考えているところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、合併調印式の内容等について概略、説明申し上げましたが、そのこと並びに次回の当協議会の開催を含めて、何かご質問なりご意見ございましたらお願いしたいと存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、お諮りしたいと存じますが、次回の開催等については、先ほど事務局の方から説明申し上げたとおりにさせていただきたいと存じます。その後、調印式等ございますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、年度末等で大変ご多忙のところであろうと思っておりますが、合併協定調印式も含めまして、ぜひ日程調整等していただきまして、全員ご出席を賜りますように心からお願い申し上げたいと存じます。

以上で、本日予定しました会議の案件については、すべて終わりました。

この際、何かございましたらお願いしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

閉 会

○赤崎議長 それでは、特にないようでございますので、これをもちまして、本日の第14回合併協議会を終わらせていただきます。

本日は、合併調印式までご論議いただく段階にまいりまして、本当にこれまで長い間、1年有余にわたってご協力を賜りましたことに感謝申し上げ、また、私も、皆様方も一緒であろうと思っておりますが、何か感無量なものを感じているところでございます。ぜひ合併調印式まで首尾よく終わりました、次の段階への具体的な第一歩を踏み出したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

本日は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後1時44分閉会